第82回(H23. 10. 17)

木村委員提出資料

平成 23 年 10 月 17 日

社会保障審議会介護給付費分科会 分科会長 大 森 彌 殿

社会保障審議会介護給付費分科会 委員 木村 隆次 (社団法人 日本薬剤師会 常務理事)

平成 24 年度介護報酬改定等に関する要望事項

安心で安全な薬物治療の提供と患者のQOLを向上させるためには、患者の住まう場所の違いに関わらず、必要な時に必要な薬剤が供給されるとともに、薬剤師による薬学的管理を受けられる仕組みや、多職種間での医薬品・薬学的管理に関する情報の共有を行うための体制の構築が不可欠である。

要介護認定を受けた介護保険受給者のほとんどは薬物治療を受けているが、現在は、住居の種別(従来の介護保険施設、有料老人ホーム、グループホーム、高齢者住宅、自宅等)によっては、薬剤師による薬学的管理が受けにくい仕組み(別紙参照)となっている場合や、薬剤の供給に制限があるという指摘もある。

これら居宅・施設等における薬剤師による薬学的管理を充実することにより、服薬コンプライアンスや残薬の徹底管理が確保され、薬剤の影響による生活機能低下の防止等が期待できるとともに、薬剤に関する情報の多職種による共有が推進されることにより、患者の QOL の維持・向上が期待できる。

こうした点を踏まえて、以下を要望する。

- 高齢者等の住まいがどこであっても、薬剤師が行う薬学的管理を受けやすくする ための環境の整備(通所サービス等の利用中を含む)
- 薬剤師による薬学的管理を多職種間の情報共有(助言、指導を含む)により、一層充実させる仕組みの構築
- ◆ 入退院・入退所時の薬学的管理に関する情報の多職種間連携による共有の強化
- 介護老人保健施設において、必要時に必要な薬剤が十分供給できる環境の構築
- 地域の小規模薬局が在宅介護に参画しやすい環境の整備

居住系施設入所者への処方せん及び訪問の考え方

施設の種類	①養護老人 ホーム <mark>※</mark> 1	②特別養護 老人ホーム (介護老人福 祉施設)	③軽費老人 ホーム(ケア ハウス)	④老人保健 施設(介護老 人保健施設)	⑤認知症対 応型共同生 活介護(グ ループホー ム)	⑥有料老人 ホーム	⑦適合高齢 者専用賃貸 住宅
配置基準	医師〇 薬剤師×	医師〇 薬剤師×	医師× <mark>※3</mark> 薬剤師×	医師〇 薬剤師〇	医師× 薬剤師×	医師× 薬剤師×	医師× 薬剤師×
院外処方せん	0	0	0	△※4	0	0	0
訪問薬剤 管理指導 (医療保険)	×	× O※2	要無有険 介が医算介定 一 で 一 で で で で り で り で り で り り り で り り り り	×	以可 〇緊剤料管算 〇緊同び指 宅訪理び指 宅時導薬加 在急指麻導 患等料管算 者薬導薬加 者共及理	受無 介が医算介定 一 会 一 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	要無有険 介 = 険 = 第 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
居宅療養 管理指導 (介護保険)	×	×		×	○※5 ⑤の施設の 場合、全員 要介護認定 有なので護 本は介護保 険算定となる		

- 【※1】「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱について」の一部改正について(保医発第0530003号 H20.5.30) 対象:養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所、身体障 害者更正援護施設、知的障害者援護施設、指定障害者支援施設、障害者自立支援法第5条第5項に規定する 療養介護を行う事業所、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設
- 【※2】末期の悪性腫瘍の患者には医療保険で訪問薬剤管理指導が算定可
- 【※3】軽費老人ホームA型(入所者が50名以上)の場合は医師の配置が必要となるため算定できない。
- 【※4】介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院(対診)について(平成12年3月31日老企59、最終改定平成21年 3月13日)
 - 1. 悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤(注射薬を除く。)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 2. 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 3. 抗ウィルス剤(B型肝炎またはC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又は HIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 4. インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。)の支給を目的とする 処方せんを交付する場合
 - 5. 在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン 又はダルベポエチンの支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 6. 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 7. 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合。
 - 8. 在宅血液透析を受けている患者に対し人工腎臓用透析液の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 9. 在宅血液透析を受けている患者に対し血液凝固阻止剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
 - 10. 在宅血液透析を受けている患者に対し生理食塩水の支給を目的とする処方せんを交付する場合薬局の訪問点数は算定不可。
- 【※5】 ③⑤⑥⑦いずれの施設においても、居宅療養管理指導費とともに、医療保険の「在宅患者緊急訪問薬剤管理 指導料(及び麻薬管理指導加算)」、「在宅患者緊急時等共同指導料(及び麻薬管理指導加算)」の算定も可能